

## 第1章 基本的な考え方

### 1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が必要であり、中でも、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な者の避難支援対策は重要である。

湖西市（以下「市」という。）は、風水害や地震等の災害時及び災害後に、他者の支援が必要となる者が、避難行動を迅速かつ的確に行うために、平常時からの情報把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を目的として、湖西市災害時避難行動要支援者支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

### 2 位置づけ

避難支援プランは、湖西市地域防災計画の下位計画として位置づける。また、湖西市地域防災計画中の、高齢者や障害者等のうち自ら避難することが困難な者に関する事項を具体化したものである。

### 3 構成

避難支援プランは、基本的な考え方を定めた「全体計画」と、一人ひとりの避難に関する詳細の計画「個別避難計画」で構成する。なお、「個別避難計画」については、「全体計画」では基本事項のみ定める。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用等

### 1 避難行動要支援者の定義及び範囲

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者という。具体的には、次に規定する市内に居住する者のうち生活の基盤が自宅にある者とする。

	対象者である事由	データ所有課
ア	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	介護保険担当課
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	障害福祉担当課
ウ	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者	障害福祉担当課
エ	湖西市緊急通報装置貸与事業運営要綱(昭和63年告示163号)に規定される緊急通報装置の貸与を受けている者及び湖西市高齢者等食事サービス事業実施要綱(平成13年告示121号)に規定される高齢者等食事サービス事業の利用を受けている者	高齢者福祉担当課
オ	前各号に準じる状態にあると担当地区民生委員及び要支援者対策班長が認めた者	
カ	次のいずれかに該当する者のうち、対象者となることを希望する者 (1) 上記のアからエまでに準ずる状態にあると要支援者対策班長が認めた者 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 (3) 静岡県の難病医療費助成を受給している者 (4) 人工呼吸器、在宅酸素供給装置、吸引器等を使用している者 (5) 上記の(2)から(4)まで準ずる状態にあると要支援者対策班長が認めた者	障害福祉担当課 福祉総務担当課

## 2 避難行動要支援者の支援方針

災害が発生した初動段階や大規模な災害発生時には、市による避難支援が困難である。市民一人ひとりが普段から災害に備え適切な対応と行動をとる「自助」、地域による安否確認や避難支援等の「共助」、市による避難行動要支援者の情報整理及び情報提供並びに地域での関係づくりの支援等の「公助」により、自ら避難することが困難な者の円滑な避難支援及び安否確認を実施する。

## 3 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

避難行動要支援者名簿には次の情報を記載し、年3回程度更新する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記以外に避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## 4 対象者情報の収集

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第3項に基づき、データ所有課において把握している台帳等に搭載されている情報のうち、上記3の各号に掲げる情報を要支援者名簿作成のために内部利用する。

また、法第49条の10第4項の規定に基づき、県健康福祉センターの所有する指定難病及び特定疾患医療受給者に係る情報その他の必要な情報を取得する。

## 5 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援の実施及び必要な範囲で避難支援を目的として危機管理部局等内部で共有する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者名簿を避難援助及び安否確認を目的として消防機関、警察、民生委員、消防団、市社会福祉協議会、自主防災会、自治会その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に提供することができるものとする。

## 6 承諾者名簿の作成及び更新

市は、避難行動要支援者名簿の記載者のうち避難支援等関係者へのデータ提供を承諾した対象者名簿（以下「承諾者名簿」という。）を作成するために避難行動要支援者名簿記載者に対して、同意を諮るものとする。承諾者名簿は年1回程度更新するものとする。

承諾者名簿の情報は避難行動要支援者名簿と同様とするが、避難支援等関係者へのデータ提供は必要最低限のものとする。

## 7 承諾者名簿の利用及び活用

市は、避難支援等関係者に承諾者名簿を提供する。担当地域を有する避難支援等関係者には、各担当地域の承諾者名簿を提供する。

承諾者名簿の活用方法は、「2 避難行動要支援者の支援方針」に基づくものとし、具体的には次の例による。

- (1) 承諾者名簿記載者の把握、意思疎通
- (2) 承諾者名簿記載者の防災意識の向上、避難経路や避難場所の確認
- (3) 承諾者名簿記載者の自助の確認
- (4) 避難訓練の実施

## 第3章 個別避難計画の作成・活用等

### 1 個別避難計画作成の基本的な考え方

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿及び承諾者名簿の作成に併せて、個別避難計画の作成を進める。

個別避難計画の作成は、承諾者名簿記載者のうち作成に同意した者を対象とする。自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと市が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、令和3年5月の法改正後からおおむね5年程度で取り組むこととする。

個別避難計画の作成にあたっては、市が作成の主体となり、福祉部局と危機管理部局、自治会、自主防災会、民生委員、福祉専門職が連携して進めることとする。

## 2 個別避難計画の作成

### 1. 個別避難計画に記載する主な内容

- (1) 避難行動要支援者情報
- (2) 緊急連絡先
- (3) 避難支援等実施者
- (4) 避難行動要支援者に係る留意事項
- (5) 避難場所・避難経路
- (6) 避難行動要支援者住宅の情報

### 2. 個別避難計画の作成手順

個別避難計画は、次の手順で作成する。なお、市が定めた様式以外に、地域や関係団体において作成した様式で、必要な情報が記載されている場合も、個別避難計画として取り扱う。

- (1) 避難支援等関係者は、「希望・現況調査兼同意確認書」（様式1）により、個別避難計画作成に関する避難行動要支援者の意向を確認する。
- (2) 避難支援等関係者は、個別避難計画の作成を希望した避難行動要支援者に、「個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意確認書」（様式2）により、個別避難計画の作成及び更新と、市及び避難支援等関係者への提供に関する同意を得る。
- (3) 避難支援等関係者は、市が提供した承諾者名簿の情報に基づき、避難行動要支援者本人や家族、避難支援等実施者の候補者、福祉専門職等を含めた話し合いを実施するなどして情報を取得し、「避難行動要支援者のための個別避難計画」（様式3）に記入する。
- (4) 避難行動要支援者は、作成された個別避難計画の内容に誤りや記入漏れがないこと確認し、「避難行動要支援者のための個別避難計画」（様式3）の署名欄に署名する。
- (5) 「希望・現況調査兼同意確認書」（様式1）、「個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意確認書」（様式2）及び「避難行動要支援者のための個別避難計画」（様式3）の原本は市が保管し、写しを避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者及び避難支援等実施者が避難支援等に必要な範囲で保管する。

### 3. 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することとする。

市は、避難支援等関係者に対し、平常時の訪問や見守り活動、防災訓練などを通じて更新の必要性を確認し、個別避難計画を適切に更新するように働きかける。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者本人やその家族から申し出があった場合や、避難行動要支援者の状態及び避難誘導等の変更があった場合等には、個別避難計画を更新することとする。

## 第4章 個人情報の取扱い

### 1 避難支援等関係者による個人情報の取扱い

市は、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿または承諾者名簿を提供する際には、法第49条の13により守秘義務が課せられていることを説明する。また、平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の破棄又は返却を求めるものとする。

避難支援等関係者は、受け取った避難行動要支援者名簿又は承諾者名簿を必要以上に複製せず、廃棄する際にはシュレッダー処理するなど、避難行動要支援者の個人情報を適切に管理する。

## 第5章 災害時の避難支援

### 1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難を促すよう努める。また、避難に関する情報が避難支援等関係者や避難行動要支援者に確実に伝わるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、高齢者等避難、避難指示の情報を把握した場合、可能な範囲で、避難行動要支援者への情報の提供、避難行動支援及び安否確認等を実施する。

## 2 避難支援等関係者及び避難支援等実施者の安全確保

災害時には、避難支援等関係者や避難支援等実施者本人及びその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提である。

市は、避難支援等関係者や避難支援等実施者に対し、避難行動要支援者への支援は、避難支援等関係者や避難支援等実施者本人及びその家族等の安全を確保したうえで行われるものであること及び避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではないことを周知する。また、津波到達時間に応じて活動時間を判断するなど、地域で避難支援等関係者や避難支援等実施者の安全確保の措置を決めておくことが重要である旨を周知する。

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者へのデータ提供の承諾及び個別避難計画の作成により災害時の支援が保証されるものではないこと及び避難支援等関係者や避難支援等実施者が法的な責任や義務を負うものではないことを周知する。

## 3 災害に対する備えの啓発

市は、「災害時要配慮者支援の手引き（令和3年3月静岡県健康福祉部作成）」を活用し、災害対応の留意点について避難行動要支援者、避難支援等関係者及び避難支援等実施者に周知するよう努める。

# 様式